

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨
千葉県災害義援金配分委員会設置要綱

(目的)

第1 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被災した千葉県民に対し、県内外から寄せられた義援金を公正・公平かつ、迅速に配分するため、千葉県地域防災計画に基づき、千葉県災害義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 配分対象に関する事項
- (2) 配分基準に関する事項
- (3) 配分時期に関する事項
- (4) 配分方法に関する事項
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3 委員会の委員は、次に掲げる団体等の関係者をもって構成する。

- (1) 義援金募集团体
- (2) 市町村関係団体
- (3) 報道機関
- (4) 福祉団体
- (5) 千葉県
- (6) その他

(役員)

第4 委員会には、会長、副会長、監事をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 監事は、会長の指名により決定する。

(役員の仕事)

第5 会長は、委員会を代表し、事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、義援金に関する会計を監査する。

(委員会の開催)

第6 委員会の招集は、会長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第7 委員会の事務は、防災危機管理部危機管理政策課におく。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議のうえ決定する。

附則

この要綱は、令和5年12月19日から適用し、義援金の配分が完了次第廃止する。